平石小学校 学校だより 第47号

まごころな

ま 学ぶ子
ま まごころのある子
こ 根気のある子
な 仲良く協力する子

発行日 令和4年1月28日(金)



堂々たる1年生の発表!!

1/17(月)・1/24(月)の朝の会



（　　）さん
好きな教科「生活 国語 算数」



（　　）さん
好きな教科「図工 生活 音楽」



（　　）さん
好きな教科「生活 図工 音楽」



（　　）さん
好きな教科「図工 生活 体育」

みんなで頑張って予防しましょう!!

「まん延防止等重点措置」適用!!　ご協力よろしくお願いします

1　期間
令和4年1月27日（木）～2月20日（日）

2　学校での主な対応について
（1）「感染リスクの高い学習活動」は2月20日（日）まで停止します。
（2）教室内は常時換気を行います。
（3）児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置します。
（4）授業で必要に応じてオンライン通信を活用し，3つの密を防ぎます。
（5）集団登下校で，マスクを着用して無言で登下校します。
（6）清掃活動などの縦割り班での活動や他校との交流活動は行いません。

3　家庭へのお願い
（1）次のようなときはお子さんを登校させないでください。（出席停止の扱いになります）
① **お子さんに風邪症状が見られる場合（発熱，咳，鼻水，腹痛，下痢，関節痛，倦怠感など）**
② **同居する家族に風邪症状が見られる場合**
③ **お子さんや同居する家族が濃厚接触者もしくは検査対象者**としてＰＣＲ検査や抗体検査を受検する場合（陰性が確認された後は出席できます）
（2）上の理由で欠席する場合は，必ず学校にお知らせください。
（3）風邪症状で休んだ場合は，医療機関を受診し，医師の判断を受けてください。

詳しくは、1/26配付のおたよりをご覧ください。

今年度のまとめである三学期を充実したものにしたい。そのためにも、「三密の回避、換気、手指消毒」を徹底したいと思います。（K）

県民の皆様へのお願い

内　容

○営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。（特措法第31条の6第2項に基づく要請）
ふくしま感染防止対策認定店制度の
認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)
①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)
認定を受けていない飲食店等への時短要請：5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

○感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。（特措法第24条第9項に基づく要請）

福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
南相馬市

○感染リスクの高い行動は控えてください。(特措法第24条第9項に基づく要請)
・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

○基本的な感染防止対策を徹底してください。（特措法第24条第9項に基づく要請）
・3つの密を徹底的に避けてください。
・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

※県の資料より